

【こども誰でも通園制度】令和7年度と令和8年度以降の比較表

	令和7年度	令和8・9年度	令和10年度以降
制度	地域子ども・子育て支援事業	乳児等のための支援給付	
人員配置・設備運営基準	保育士1/2配置・保育所並びの設備基準等 ※必要に応じて見直し		
利用可能時間	10h	未定 (経過措置有) ※国が定める時間数の実施が難しい自治体における経過措置の内容についても要検討	未定
補助・公定価格等	0歳児：1,300円 1歳児：1,100円 2歳児：900円 ※1時間300円を標準として利用料を徴収	未定	
提供体制	自治体の手上げで実施	全国で実施	
研修	子育て支援員研修基本研修+専門研修 (一時預かり事業・地域型保育)等	こども誰でも通園制度に特化した研修 (開発中)	

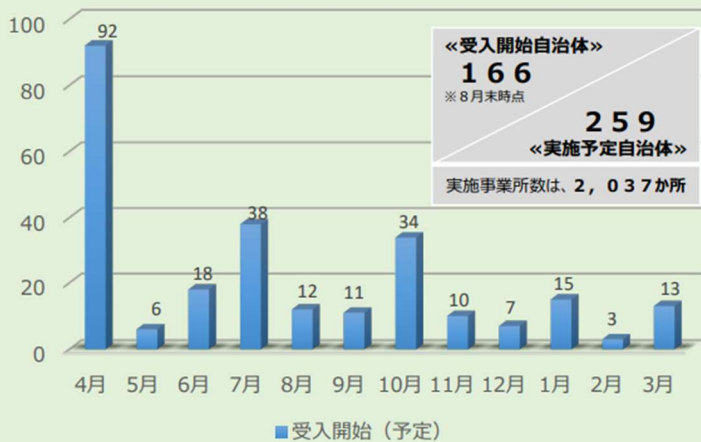


令和7年度 こども誰でも通園制度 実施状況速報

2025/8/31現在

- ☆令和7年度は、地域子ども・子育て支援事業として自治体の判断で実施。
- ☆今年度は、259自治体で実施予定。8月末時点で166自治体で事業が開始されている。

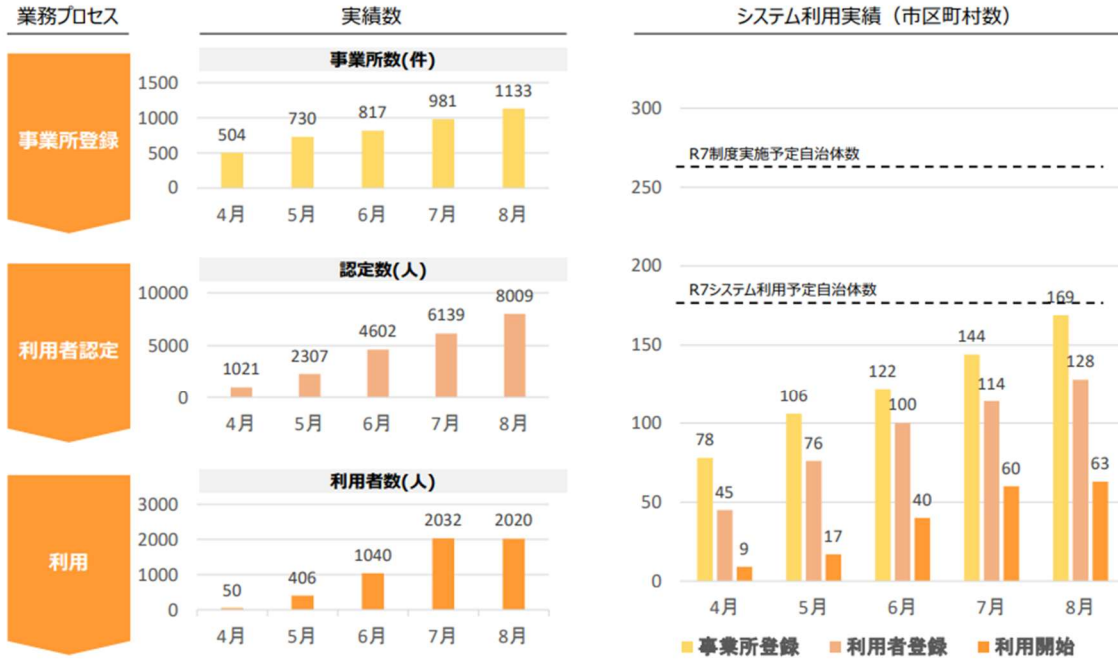
今年度実施予定自治体と開始時期



事業所類型の 実施自治体数 ※予定数含む ※複数回答含む	認可保育所・……………174自治体 認定こども園(幼保連携型)……………163自治体 認定こども園(幼稚園型)……………63自治体 小規模保育事業所(A型)……………63自治体 認定こども園(保育所型)……………61自治体 幼稚園(施設型給付を受ける)……………43自治体 地域子育て支援拠点……………33自治体 幼稚園(施設型給付を受けない)……………30自治体 認可外保育施設……………22自治体 事業所内保育事業所……………18自治体 企業主導型保育施設……………11自治体 小規模保育事業所(B型)……………9自治体 一時預かり事業所……………8自治体 家庭的保育事業所……………6自治体 認定こども園(地方裁量型)……………5自治体 自治体独自事業(未定含む)……………5自治体 単独(専用)施設……………4自治体 小規模保育事業所(C型)……………3自治体 児童発達支援センター……………2自治体
運営主体ごとの 実施自治体数 ※予定数含む ※複数回答含む	社会福祉法人……………160自治体 公立……………154自治体 学校法人……………133自治体 株式会社……………54自治体 特定非営利活動法人……………27自治体 個人立……………16自治体 一般社団法人……………15自治体 医療法人……………8自治体 宗教法人……………6自治体 合同会社……………5自治体 有限会社……………4自治体 公益財団法人……………1自治体

## こども誰でも通園制度総合支援システムの利用状況 (令和7年4～8月)

- 8月は7月に比べて「事業所登録」は約1.2倍、「利用者認定」は約1.3倍に増加している。
- 自治体別に見ると、4月比「事業所登録」が約2.2倍、「利用者認定」が約2.8倍、「利用」は約7倍に増加している。



5

資料2：本格実施に向けた準備状況等について

R7.10.10時点

## 本格実施に向けた準備スケジュール案①

		R7年度												R8		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
国	内閣府令・ 子計画基本指針	子計画基本指針改正・量の見込み手引き改正						●	●	●	内閣府令(確認基準等)の発出(10月頃) 内閣府令(確認基準等)の公布(11月頃) ※認可基準も見直す予定				こども誰でも通園制度 本格実施	
都道府県	子ども・子育て支援 事業支援計画									●	提出 ※必要に応じて					
市町村	計画 子ども・子育て支援 事業計画 (又は代用計画)	※子ども・子育て支援会議等への意見徴収に努める						●		●		提出				
	条例 認可基準条例							●		●		検討 議決				
	認可 認可手続きに 関する規定等							●		●		検討 制定・施行				
	確認 確認に係る 受付・審査							●		●		認可受付・審査開始				
意見 聴取	確認 確認に係る 受付・審査							●		●		確認受付・審査開始				
	児童福祉審議会等 意見聴取							●		●		認可に係る意見聴取				

・あくまで想定であり、実際のスケジュールは異なる場合がある。

2

## 本格実施に向けた準備スケジュール案②

		R7年度												R8
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
市町村	給付認定						検討				制定・施行			
	給付認定										受付開始			
	システム						自治体アカウント取得				事業所登録、利用者登録開始			
	事業説明会						制度説明、関係部局(こども家庭センター、障害児、医療的ケア児、要保護児童地域対策協議会、母子保健担当ほか)などとの連携							
	事業説明会						制度説明、実施事業所の検討・実施に向けた事業所との調整など							
	予算						予算要求							
	広報						制度周知							
研修										準備開始		保育士向けの研修資料を利用した保育士向け研修開始		
※12月頃、国から保育士向けの研修資料が公表														

・あくまで想定であり、実際のスケジュールは異なる場合がある。

## 自治体の準備業務のチェックリスト化

- 自治体の準備業務を
  - 計画策定
  - 条例制定
  - 認可、確認、給付認定
  - 広報
 などに分類して整理し、各項目の目安となる完了時期を見える化
- 準備業務をチェックリスト化し、都道府県・市区町村へ提供
- 国は、毎月、自治体の進捗状況を把握したうえで、必要な行政説明や情報発信等による伴走型支援を実施



業務項目	準備事項	R7年度												R8
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
給付認定	乳児等支援給付認定に関する規定等						検討				制定・施行			
給付認定	乳児等支援給付認定										受付開始			
システム	総合支援システム						自治体アカウント取得				事業所登録、利用者登録開始			
事業説明会	事業説明会(関連部局)						制度説明、関係部局(こども家庭センター、障害児、医療的ケア児、要保護児童地域対策協議会、母子保健担当ほか)などとの連携							
事業説明会	事業説明会(事業所)						制度説明、実施事業所の検討・実施に向けた事業所との調整など							
予算	予算要求						予算要求							
広報	広報紙、HP、SNS						制度周知							
研修	保育士向け研修の実施等										準備開始		保育士向けの研修資料を利用した保育士向け研修開始	
※12月頃、国から保育士向けの研修資料が公表														

こどもみんな  
こども家庭庁 **こども誰でも通園制度研修及び経過措置について**

対応の方向性（案）

- 従事する全ての職員が本制度の意義や目的を理解できるよう、①「保育士資格を有しない者」を対象とする新たな子育て支援員研修コース（以下「新コース」）と②「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材を開発する。
- 【①「保育士資格を有しない者」を対象とする新たな子育て支援員研修コースについて】
- 「保育士資格を有しない者」を対象に、子育て支援員研修に新コースを創設し、制度の全国実施に向けた保育人材の育成を図る。この新コースの内容等については、現在調査研究で検討しているところであり、令和7年度末頃に示す予定。
- 【②「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材について】
- 「施設長・管理者、保育士」を対象とする研修資材については、現場の負担感にも配慮した上で、事業所内での一斉視聴による制度意義等の職員間での認識共有や従事者の定期的な振り返り・再学習ができるよう、新コースの内容を活用した動画視聴型の研修教材とし、あわせてリーフレットやマニュアルを作成する。

2

こどもみんな  
こども家庭庁 **こども誰でも通園制度研修及び経過措置について**

対応の方向性（案）

- 【保育士以外の者が本制度に従事するための要件について】
  - 令和8年度以降については、「保育士資格を有しない者」を対象に、子育て支援員研修に新コースの創設を予定していることを踏まえ、保育士以外の者が本制度に従事するためには、新コースを修了していることを要件としてはどうか。
  - なお、新コースの内容等については、令和7年度末頃に示す予定のため、各自治体（主に都道府県）が保育士以外の者を対象とする新コースを開講できるのは、令和8年夏以降が見込まれるところ、本制度の本格実施に向けた保育人材を確保するためには、現行制度（令和7年度時点）で従事を認められている者（＝子育て支援員研修の基本研修及び専門研修（一時預かり事業又は地域型保育コース）等の修了者）が、令和8年度においては、引き続き本制度に従事できるよう経過措置を設けることが必要ではないか。
  - ただし、経過措置の対象者については、新コースの受講は必須ではないものの、本制度の意義や目的の理解をより深めて従事することが望ましいことから、令和8年度中に「施設長・管理者や保育士向け研修動画」を視聴することを要件として求めることとしてはどうか。
- その上で、これらの者については、こども誰でも通園制度に実際に従事した経験を有しており、制度理解も深まっていることが考えられることを踏まえると、令和9年度以降も引き続きこども誰でも通園制度への従事を可能としてはどうか。

3

# こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

【参考】自治体等の研修実施スケジュールと修了者の事業従事開始時期の見通し

	令和7年度			令和8年度				令和9年度	
	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q
こども家庭庁									
研修の開発等	調査研究事業								
研修内容公開 (シラバス・動画等)				こども家庭庁HPでの公開 自治体への通知					
自治体 (※主に都道府県)									
実施準備 (予算措置・契約等)		R8実施の準備		R9実施の準備					
研修実施期間 従事開始時期				研修実施期間 (各自治体、夏以降順次開始)				修了者 従事開始	
施設長・保育士等の 研修(各施設内)				随時実施 (こども誰でも通園制度専用の研修動画の視聴等)					

4

# こども誰でも通園制度研修及び経過措置について

基本研修	8科目 8時間	①子ども・子育てで家庭 現状(60分)	②子ども家庭福祉 (60分)	③子どもの発達 (60分)	④保育の原理 (60分)	⑤対人援助の価値と 倫理(60分)	⑥児童虐待と 社会的養護(60分)	⑦子どもの障害 (60分)	⑧総合演習 (60分)				
共通	12科目 15~ 15.5 時間	①乳幼児の 生活と遊び (60分)	②乳幼児の 発達と心理 (90分)	③乳幼児の 食事と栄養 (60分)	④小児保健 I (60分)	⑤小児保健 II(60分)	⑥心肺蘇生 法(120分)	⑦地域保育 の環境整備 (60分)	⑧安全の確 保とリスクマ ネジメント (60分)	⑨保育者の 職業倫理と 配慮事項 (90分)	⑩特別に配 慮を要する子 どもへの対応 (0~2歳児) (90分)	⑪グループ 討議(90 分)	⑫実施自治 体の制度に ついて (任意)(60 ~90分)
一時預かり 事業	6科目 6~6.5時間 +2日以上	①一時預かり事業 の概要(60分)	②一時預かり事業の 保育内容(120分)	③一時預かり事業の 運営(60分)	④一時預かり事業における 保護者への対応(90分)	⑤見学実習オリエンテー ション(30~60分)	⑥見学実習 2日以上						
地域型保育	6科目 6~6.5時間 +2日以上	①地域型保育の概要 (60分)	②地域型保育の 保育内容(120分)	③地域型保育の 運営(60分)	④地域型保育における 保護者への対応(90分)	⑤見学実習オリエンテー ション(30~60分)	⑥見学実習 2日以上						
こども誰でも 通園制度	●科目 ●時間 +●日以上	<p>こども誰でも通園制度コースの設定</p> <p>■検討事項■</p> <p>・科目の設定方法・各科目の内容・時間数・講義形態(講義・演習・実習等) ・「①保育士以外の従事者」以外にも、「②施設長及び管理者」「③保育士」にも受 講してもらいたい部分をチャプターで区切り抜粋できるようにする / 等</p>											

全コース必須

既存コース  
(経過措置対象)

本制度用として創設

別途、上記研修で作成した研修  
内容や研修動画を活用し、施設  
長及び管理者、保育士向けの研  
修教材(動画・マニュアル・リー  
フレット等)を作成予定

6

## 令和8年度以降の利用可能時間について

### 対応の方向性（案）

- 令和8年度以降の利用可能時間については、同年度からこども誰でも通園制度は全国で実施することとなり、全国の自治体において対象となる全てのこどもが等しく利用できる制度とする観点に鑑みれば、9割弱の自治体が令和8年度以降にこども誰でも通園制度を開始する中で、
  - ・全国的な提供体制の確保状況に大きな変更がないこと（※1）
  - ・保育人材の確保が課題となっている現状（※2）
 を踏まえると、引き続き、「月10時間」とすることとしてはどうか。

（※）令和7年4月1日時点の定員充足率は88.4%（対前年▲0.4%）と令和6年4月1日から横ばい。

（※）令和7年4月の保育士の有効求人倍率は2.58倍（対前年同月比で0.16ポイント上昇）となっており、全職種平均の1.18倍（対前年同月比で同数値）と比べると、依然高い水準で推移している。

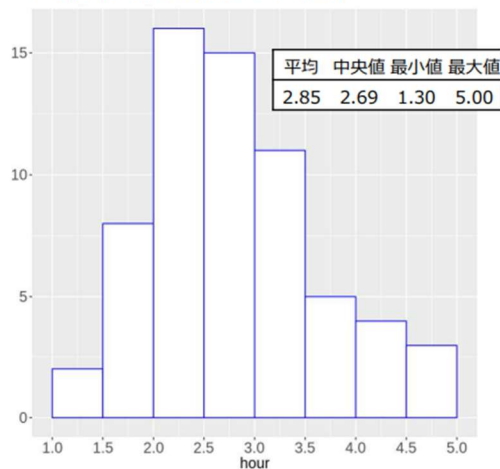
- また、各自治体の準備の進捗が様々であるところ、令和8年度からの円滑な制度の施行に向けて、令和8年度及び令和9年度の経過措置として、自治体が条例で利用可能時間を3時間～10時間未満の範囲内で設定することができることとしてはどうか。

（※）各自治体における経過措置の適用状況については、国において取りまとめて公表することを予定している。

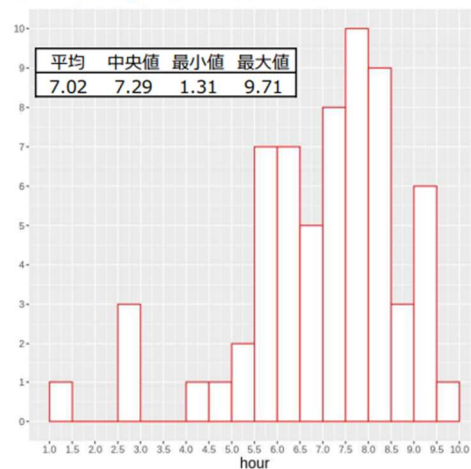
## 令和8年度以降の利用可能時間について

### 【令和6年度試行的事業における状況】

平均利用時間（利用1回当たり）



平均利用時間（こども1人当たり）



※令和6年度において、延べ300人以上こどもが利用した事業所（64事業所）の平均利用時間。

### 【対応の方向性（総論）】

- こども誰でも通園制度の本格実施に当たり必要な法令改正については、こども家庭庁において、前頁に記載のものを可能な限り早期に進めていくこととする。なお、次の項目については、それぞれに記載の方向で検討を進めることとしてはどうか。

### 【主要論点①：利用可能時間】

- 資料4参照。

### 【主要論点②：初回面談】

- 初回面談については、これまで、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」等において、実施を求めてきたところであるが、その重要性を指摘する声が大きいかも踏まえ、内閣府令（特定乳児等通園事業の運営に関する基準（仮称））に規定することとしてはどうか。

### 【主要論点③：離島その他の地域におけるこども誰でも通園制度の実施】

- 令和8年度以降のこども誰でも通園制度は、市町村の判断において実施する地域子ども・子育て支援事業（市町村実施事業）との位置づけではなく、全国において給付制度（乳児等のための支援給付）として実施するものとなることを踏まえ、離島その他の地域において、こども誰でも通園制度を円滑に実施することができるよう、本年1月に制定した設備運営基準の特例を設け、へき地保育所においてこども誰でも通園制度を実施できるようにしてはどうか。

2

## 主要論点②：初回面談について

- 内閣府令（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（仮称））において、次のような内容の規定を設け、事業者に対し、こどもが最初に当該事業者を利用しようとするときに、面談（オンライン面談も可能）を行うことを義務付けてはどうか。

### 【規定の内容（案）】

- ① 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。
- ② 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- ③ 特定乳児等通園支援事業者は、①の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（参考：「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」（抄））

#### (2) 事前面談

- 初回利用の前に、保護者（利用こどもも同席することが基本）と事前の面談を行い、I①で記載の制度の意義や、利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握します。

#### 【面談時の説明及び確認内容の例】

- ・ 施設の方針や実施内容
- ・ 個人情報の取扱い
- ・ 必要な持ち物や利用に当たってのルール
- ・ 体調不良時の対応
- ・ 災害発生時の避難先等
- ・ 家庭での過ごし方、離乳の状況や食事や睡眠、排せつ等の状況
- ・ 子育ての方針や大切にしていること、こどもの好きなこと苦手なことなどの把握、家族の状況
- ・ 利用料、キャンセルポリシー等
- 面談はオンラインで実施することも可能です。この場合も、画面でこどもの様子もあわせて確認できる形で実施することを基本とするとともに、一定の時間を確保して丁寧に説明と確認を行うことが必要です。
- なお、事前面談での確認内容に加えて、実際の受入れ時においては「受入日の体調」「送迎の時間や送迎者」等を改めて確認することが必要です。

3

対応の方向性（案）

- 公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価＋加算という形で実施をしてはどうか。  
（※）単価・加算の詳細については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。  
 （※）加算については、現行の加算（障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算）に加え、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
- 公定価格と併せて、実費※に加え、事業所の取組に応じて必要な額を利用料として徴収することができることとしてはどうか。  
（※）給食代・食材費、通園バス代、文房具代等を想定。
- 利用料の徴収に当たっての留意点については、整理した上で、別途通知等でお示しすることとしてはどうか。

検討事項	対応状況
こども誰でも通園制度は満3歳以上のこどもを対象としていない中、受け皿（幼稚園等の満3歳児受け入れ）確保が課題となっている点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において、「幼稚園に対して満3歳児クラスの活用を働きかけることや、満3歳児クラスが無い地域においては、その設置を働きかけること等により教育・保育施設と乳児等通園支援事業者の円滑な連携・接続に努めること。」と自治体宛に依頼。</li> <li>○ 更なる働きかけについては、今後検討。</li> </ul>
事業者側への説明について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体の準備業務のチェックリスト（こども誰でも通園制度市町村準備状況確認票）の中に、「事業者向け説明会」の欄を設けており、自治体による管内事業者への説明会の実施を促進。</li> <li>○ 参考業務フロー及び参考様式をお示しし、事業者が事業開始に当たり提出する必要のある書類や提出タイミング等について見える化。</li> </ul>
広域利用の在り方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」等の改正等について」（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）において、以下の事項をお示しした。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども誰でも通園制度は、市町村の区域を超えて施設を利用できる仕組みとなっており、こども誰でも通園制度の量を見込むに当たっては、こうした広域的な利用も考慮する必要があること。</li> <li>・ 単独の市町村では十分な提供体制を整えることが難しい場合には、近隣の市町村と連携して事業所を確保し、支援を提供することが可能であり、その際には、事前に協議を行い、確保方策に記載することが求められること。</li> <li>・ さらに、自市町村の住民が適切に支援を受けられるようにするため、事業者に対して「優先予約枠」の設定を求めるとも考えられること。</li> </ul> </li> </ul>